

## 復代理について

復代理を選任する場合に納税義務者から取得することとなる「委任状（税理士法第31条の規定に基づくもの）」と、「代理人（復代理人）の選任届出書」のひな型を掲載しているので参考としていただきたい。

- ① 原代理人が税務代理を行う際は、税務代理権限証書を税務官公署に提出しますが、このときに併せて「代理人（復代理人）の選任届出書」を提出する必要があります。  
 なお、当該税務代理権限証書の「その他の事項」欄に復代理を選任している旨を記載することで「代理人（復代理人）の選任届出書」の提出は省略可能となります。
- ② 復代理人が税務代理を行う際は、本来は税務代理権限証書の提出が必要であるところ、復代理人は納税者と直接委嘱関係にないことから税務代理権限証書を作成できません。  
 したがって、復代理人が税務代理を行う際は、税務代理権限証書の提出に代えて、「代理人（復代理人）の選任届出書」の写しを税務官公署に提出するようにします。このとき、復代理人の代理権の根拠を明示するため、納税者と原代理人との間で作成した税務代理権限証書の写しの添付が望ましいと考えられます。また、復代理人は、税務代理権限証書の提出をしないため、法令上は書面添付における意見聴取を単独で受けることができません。ただし、原代理人と同席すれば意見を述べるができると思料します。

### 【復代理イメージ図】

